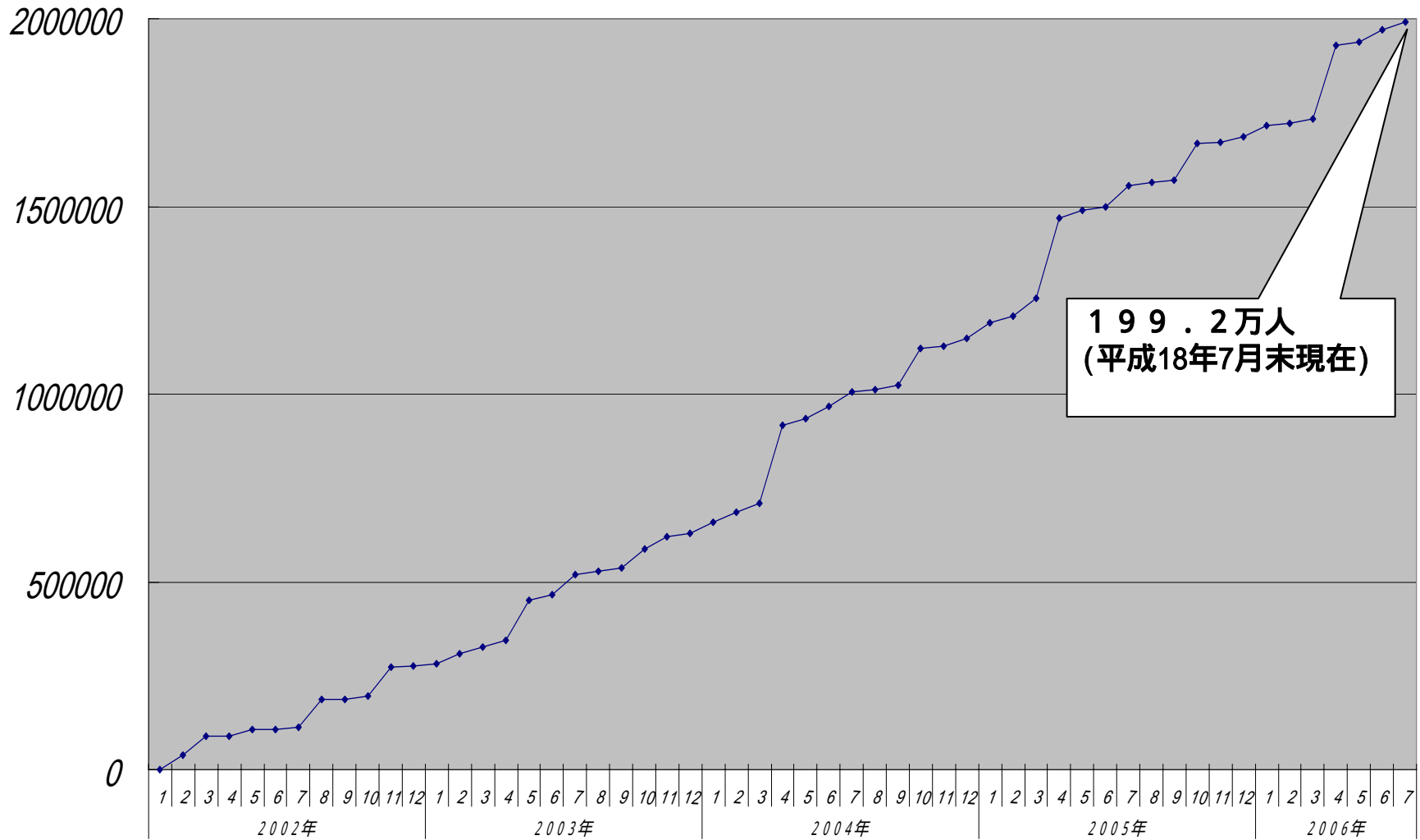


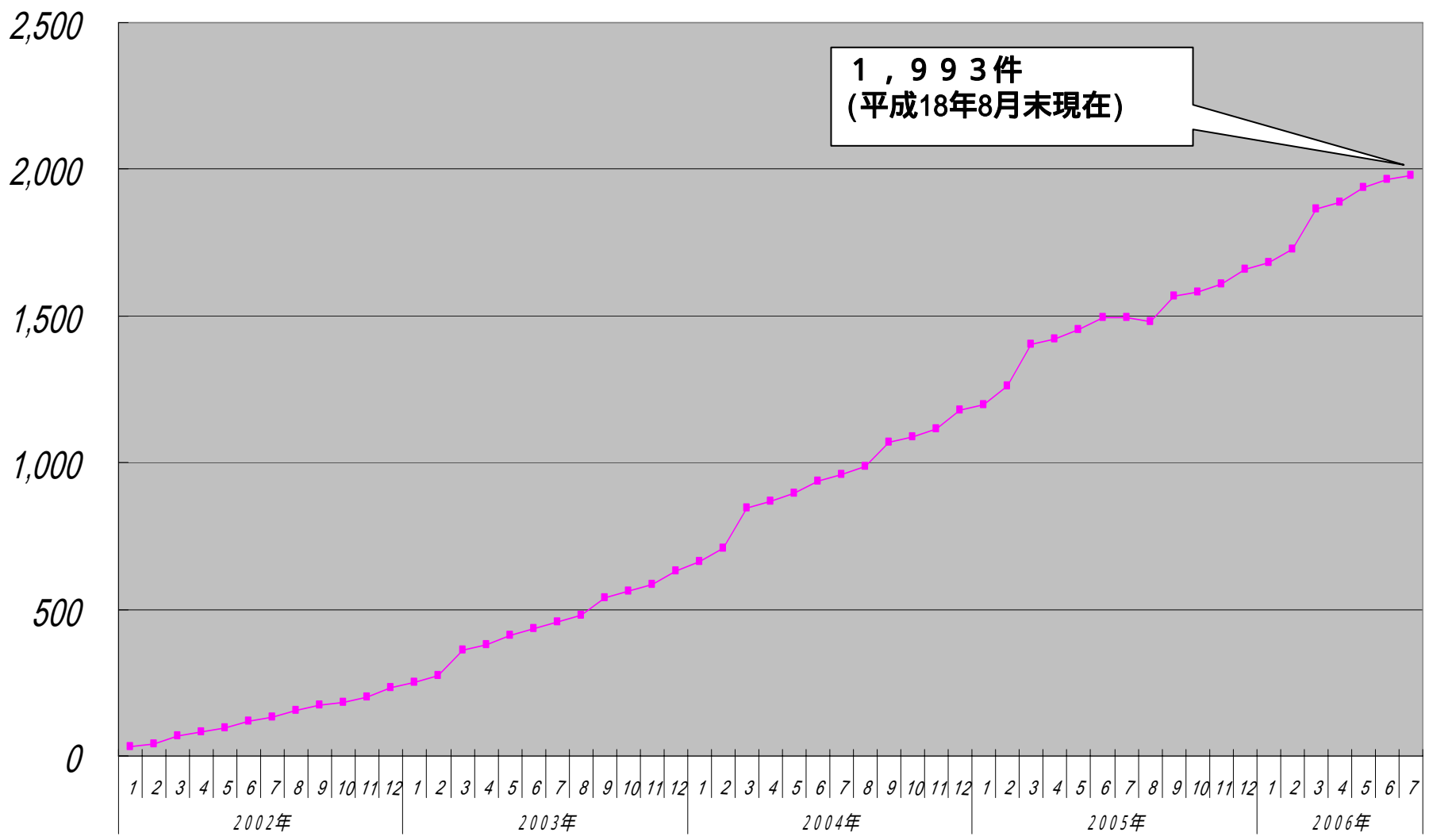
4. 企業型の概要 (1) 加入者数の推移

確定拠出年金企業型加入者数推移



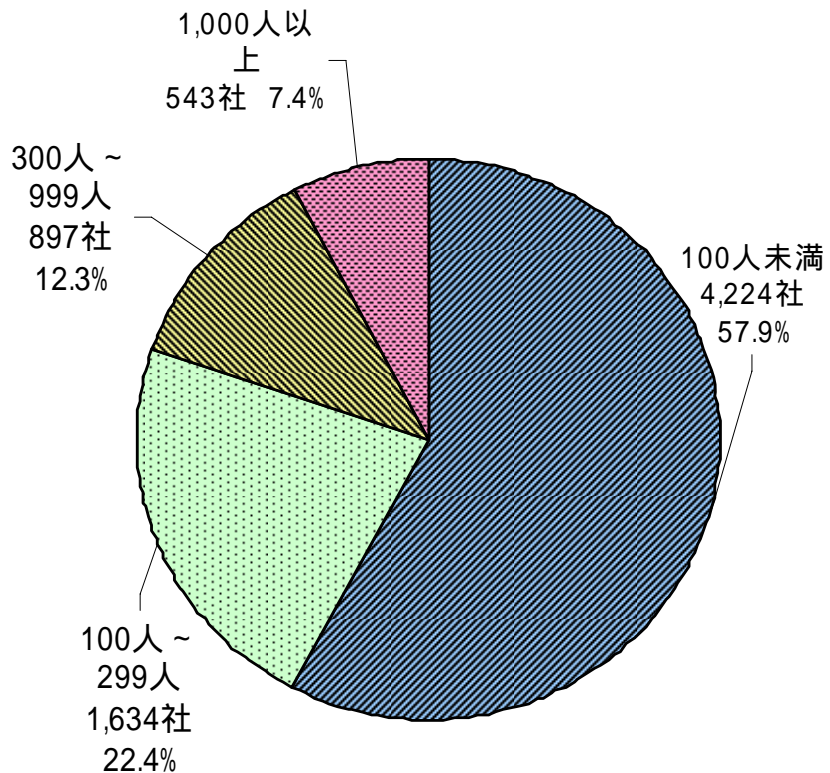
4. 企業型の概要 (2) 規約数の推移

企業型確定拠出年金規約数推移

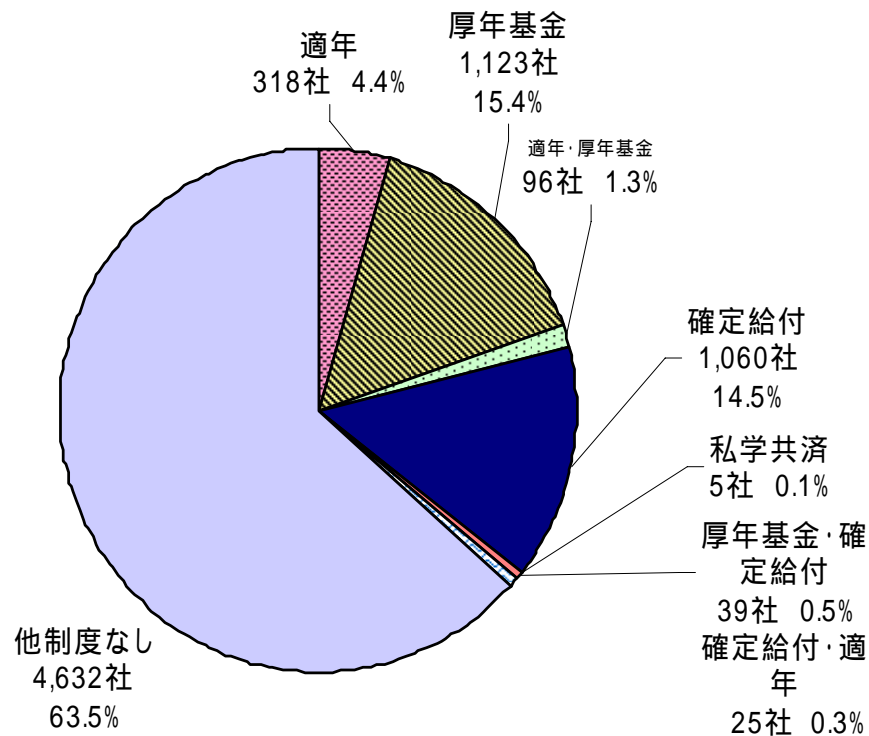


4. 企業型の概要 (3) 従業員規模、実施状況

企業型実施企業の従業員規模割合



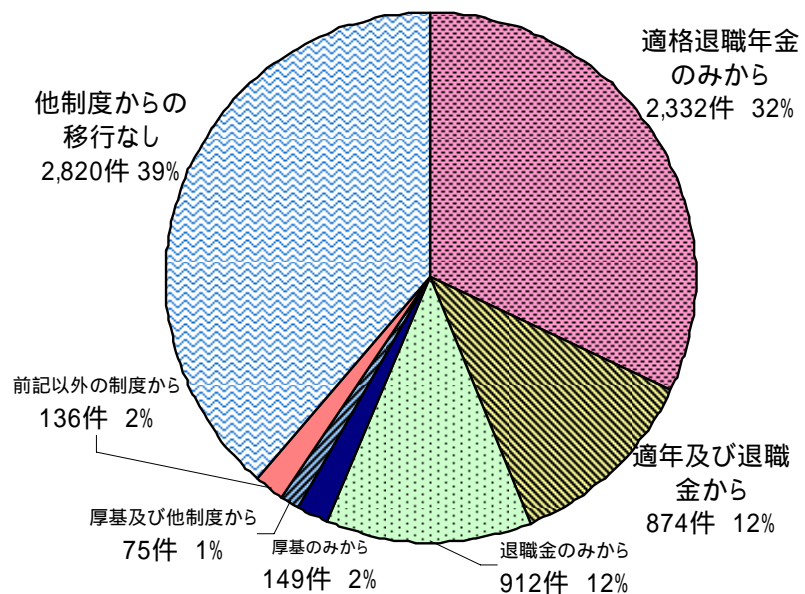
DC導入企業における他の企業年金の実施状況



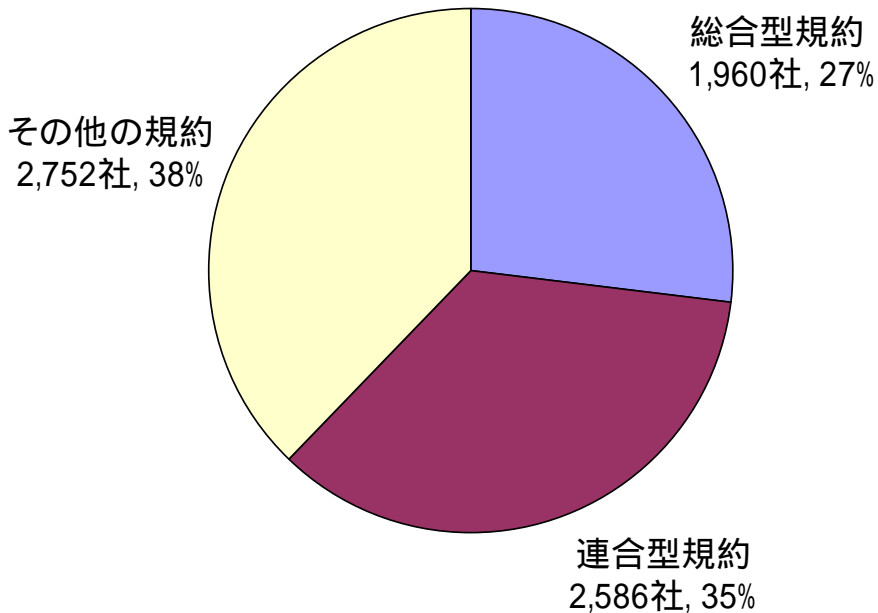
実施事業所 7,298事業所
 (平成18年8月末現在 厚生労働省年金局調べ)

4. 企業型の概要 (3) 従業員規模、実施状況

他の制度からの移行状況



規約の種類



(注) 総合型規約・・・総合型という名称の入っている規約
 連合型規約・・・連合型またはグループ型という名称の入っている規約

(平成18年8月末現在 厚生労働省年金局調べ)

(平成18年3月末現在 厚生労働省年金局調べ)

4. 企業型の概要 (4) 掛金の状況

(1) 掛金の状況

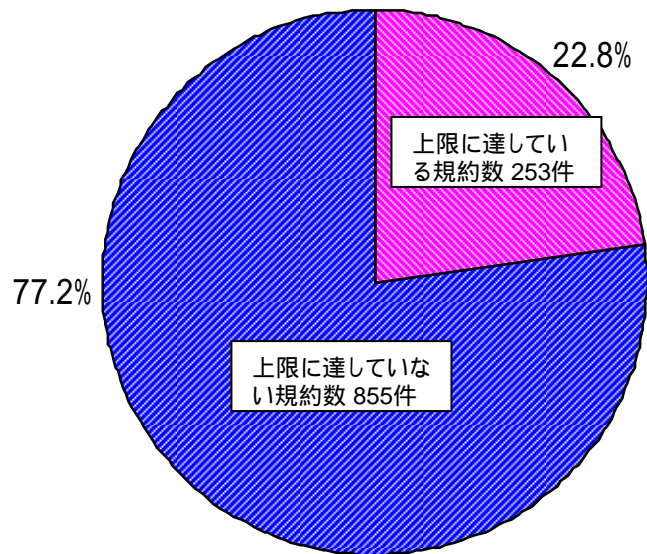
平均掛金額(円/月額) 11,217円

個人別管理資産合計金額約2兆1,195億円

(注)平成17年度運営管理機関業務報告書に基づき集計

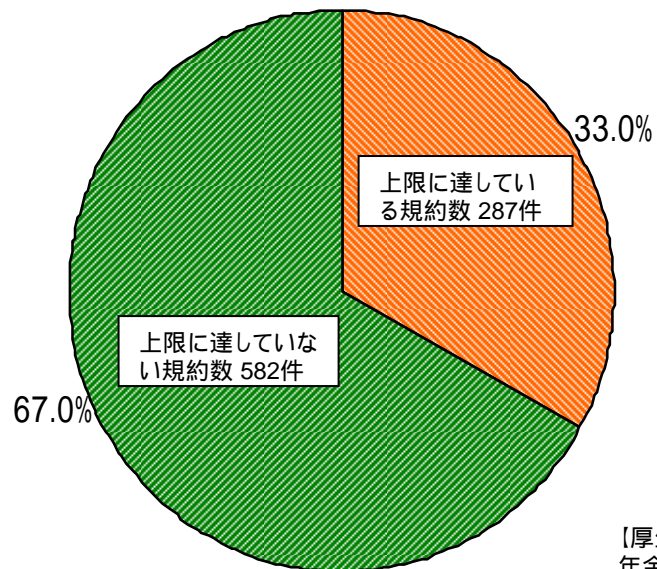
(2) 企業型年金規約において掛金の上限が拠出限度額に達している割合 (平成18年7月末現在)

【他の企業年金がない場合】



他の企業年金がない規約数 1,108件

【他の企業年金がある場合】



他の企業年金がある規約数 869件

【厚生労働省
年金局調べ】

4. 企業型の概要 (5) 運用商品の状況

運用商品の状況

運用商品(品目数)

	300人未満	300人以上	全体
平均	13	16	14
最多	42	45	45
最小	3	4	3

運用商品の内訳(平均品目数)

商品類型	300人未満	300人以上	全体
預貯金	1.3	2.1	1.7
信託	0.3	0.5	0.4
有価証券	9.4	10.8	10.1
生保・損保	1.7	2.1	1.9

信託: 金銭信託

有価証券: 金銭信託以外の証券投資信託等

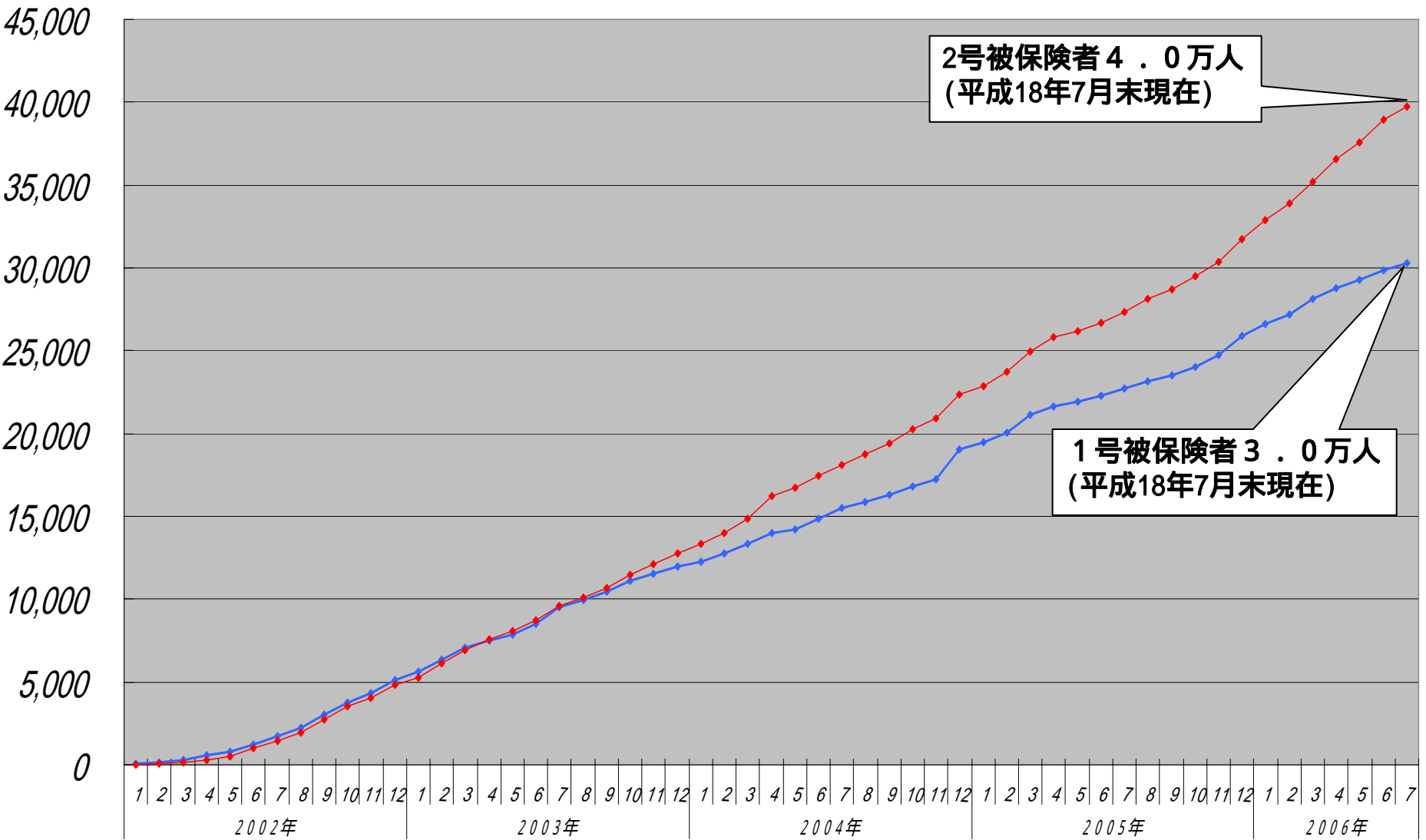
運用商品の残高割合(%)

商品類型	合計	企業型	個人型
預貯金	41.2	40.9	47.6
信託	1.3	1.3	0
有価証券	38.9	39.1	34.8
生保・損保	18.6	18.7	17.6
計	100	100	100

(注) 平成17年度運営管理機関業務報告書に基づき集計

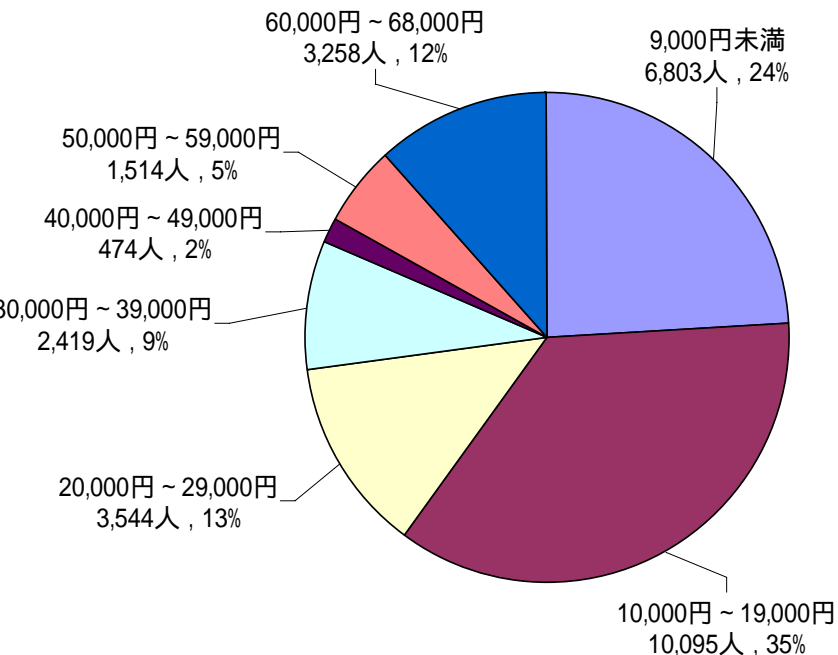
5.個人型の概要 (1)加入者数の推移

確定拠出年金個人型加入者数推移



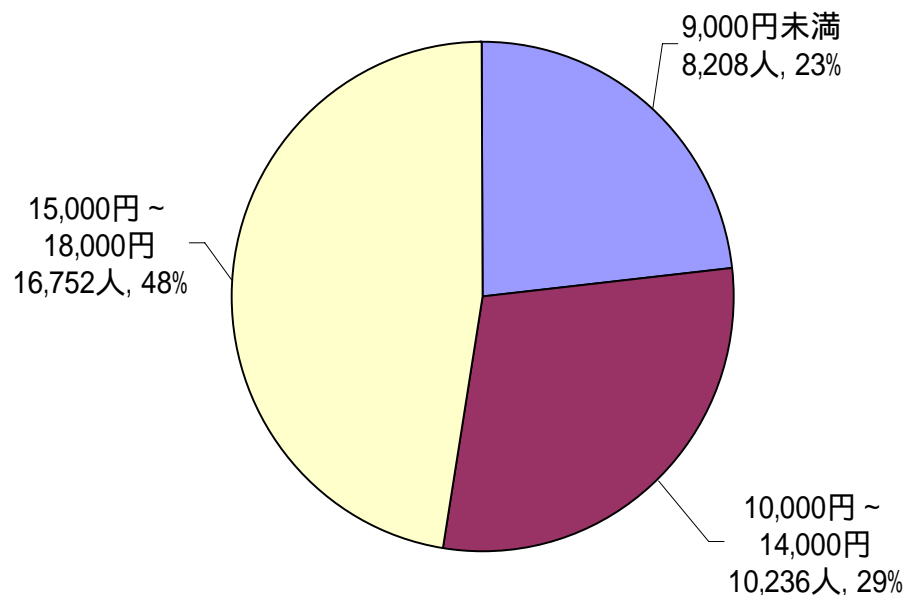
5.個人型の概要 (2)掛金の状況

第1号被保険者



掛金平均額 21,637円

第2号被保険者



掛金平均額 12,053円

(平成18年3月末現在 国民年金基金連合会調べ)

確定給付企業年金制度

1. 確定給付企業年金制度の概要(1)

確定給付型の企業年金について受給権の保護を図るために、平成14年4月に確定給付企業年金法が施行された。

新たな確定給付型の企業年金として、事業主が運営機関と契約して直接実施する規約型企業年金と、基金を設立して実施する基金型企業年金(厚生年金の代行は行わない)を創設。

厚生年金基金が確定給付企業年金に移行する際、これまでの代行給付の支給の義務を国に移転(代行返上)することが認められた。

< 制度の枠組み >

企業年金の新たな形態として、規約型(労使合意の年金規約に基づき外部機関で積立)と基金型(厚生年金の代行のない基金)を設ける。

老齢給付を基本とし、障害給付、遺族給付も行うことができることとする。

給付や積立などについて必要最低限のルールを定めた上で、労使合意に基づき、より柔軟な制度設計を可能とする。

税制上の措置

- ・ 拠出時: 事業主拠出は損金算入、本人拠出は生命保険料控除の対象
- ・ 運用時: 特別法人税を課税(ただし、平成19年度まで凍結。)
- ・ 給付時: 年金の場合は公的年金等控除の対象とし、一時金の場合は退職所得課税を適用(老齢給付)

1. 確定給付企業年金制度の概要(2)

< 受給権保護のための措置 >

積立義務:

将来にわたって約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立基準を設定する。

受託者責任の明確化:

企業年金の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を明確化する。

情報開示:

事業主等は、年金規約の内容を従業員に周知し、財務状況等について加入者等への情報開示を行う。

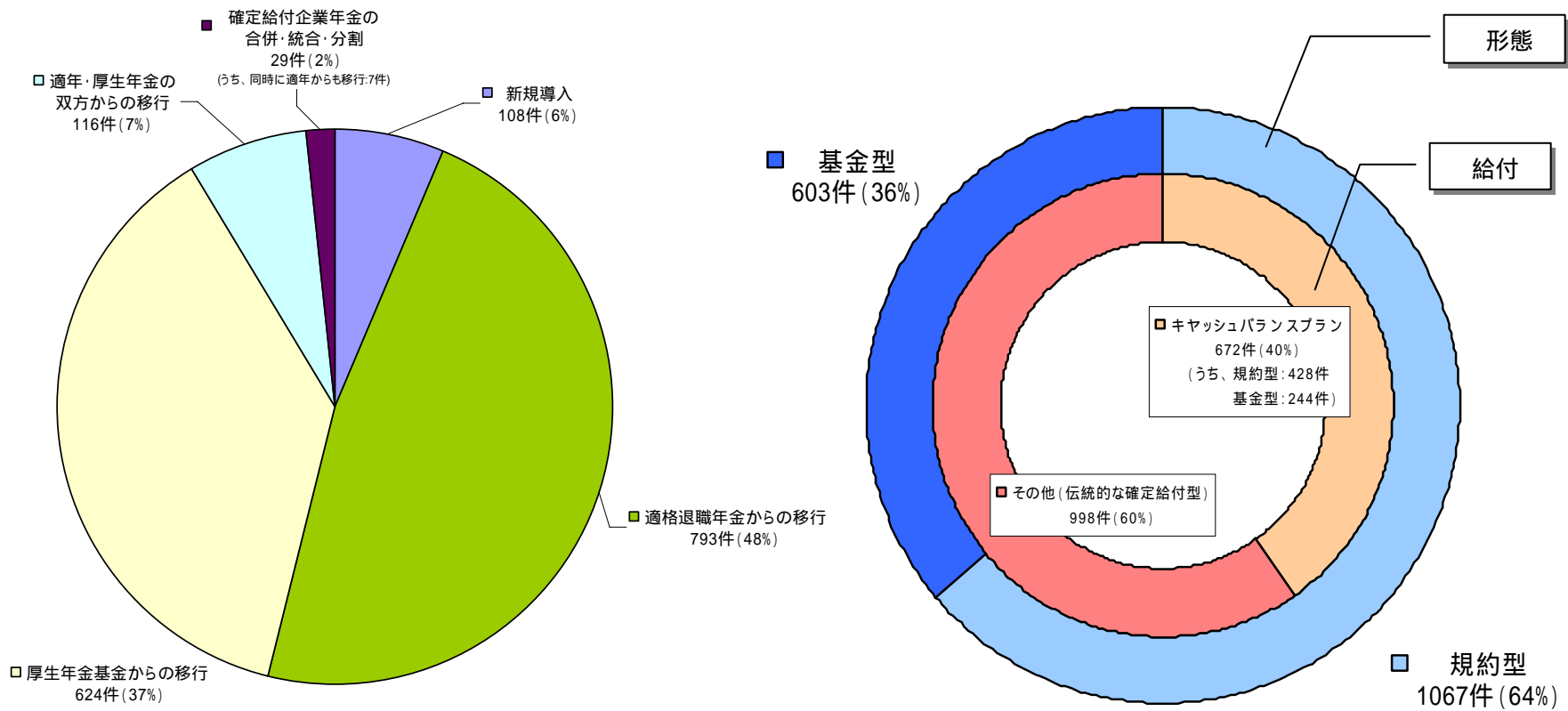
< その他 >

厚生年金基金について、代行を行わない新企業年金への移行を認める。

代行返上の際には、一定の条件の下に現物による国への資産の返還を認める。

適格退職年金については、経過措置を講じて、平成24年3月末までに他の企業年金制度等へ円滑に移行できるようにする。

2. 確定給付企業年金の承認・認可状況



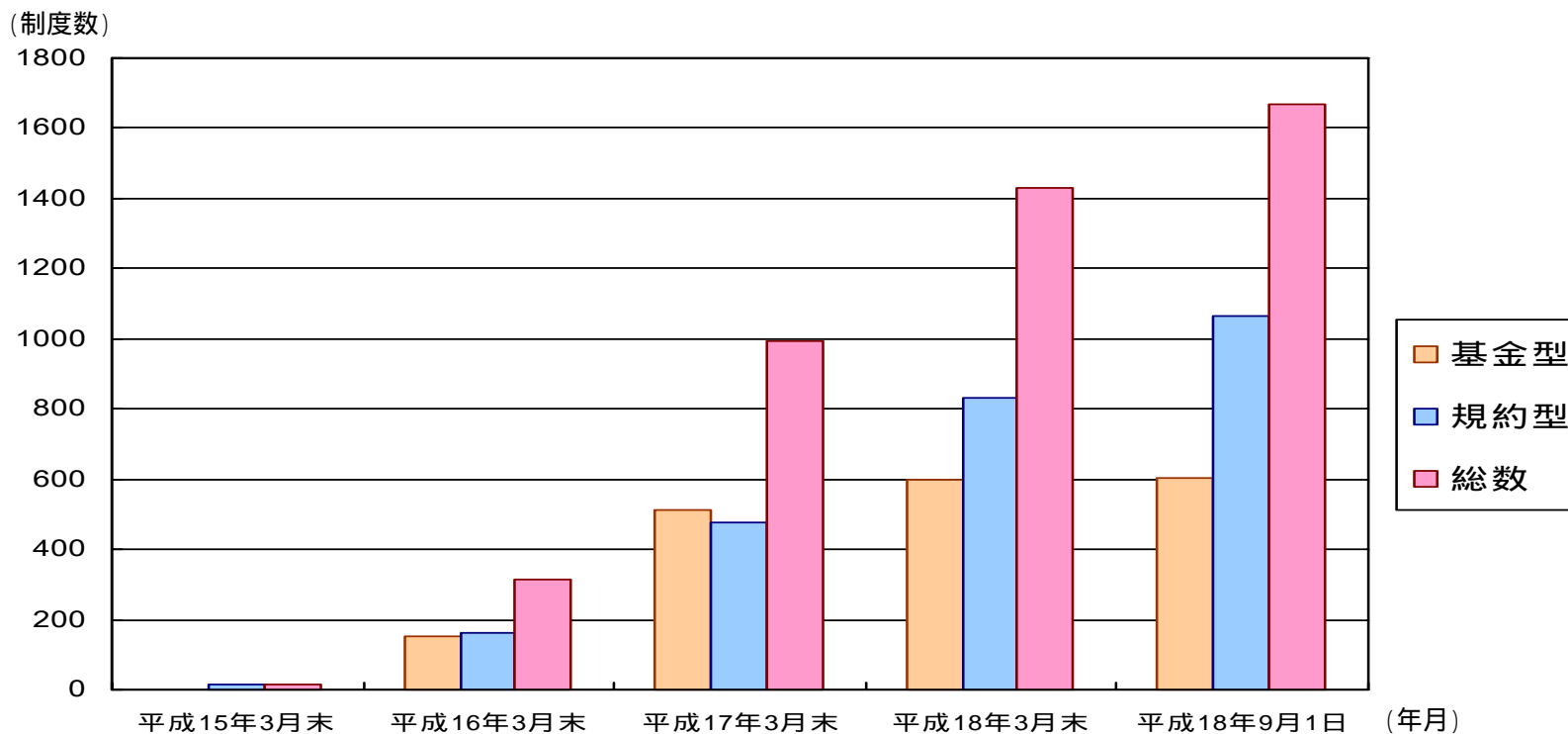
(平成18年9月1日現在 1,670件) 《注1》

【厚生労働省年金局調べ】

《注1》 承認・認可数は合併・統合後の実在数(実際の承認・認可数は 1,730件)

《注2》 “キャッシュバランスプランの件数については、いわゆるキャッシュバランスプラン類似制度や、キャッシュバランスプランと伝統的な確定給付型との組合せも含む

3.確定給付企業年金の実施状況



	基金型	規約型	総数(件)
平成15年3月末	0	15	15
平成16年3月末	152	164	316
平成17年3月末	514	478	992
平成18年3月末	597	833	1,430
平成18年9月1日	603	1,067	1,670

【厚生労働省
年金局調べ】

4. 厚生年金基金の代行返上

厚生年金基金の代行返上

厚生年金基金は、厚生年金本体の給付の一部を代行し、それに企業年金独自の給付を上乗せする制度。厚生年金基金が確定給付企業年金制度(厚生年金の代行をしない)に移行する際、これまでの代行給付の支給の義務を国に移転する。

実施時期

・ 将来返上 平成14年4月から施行

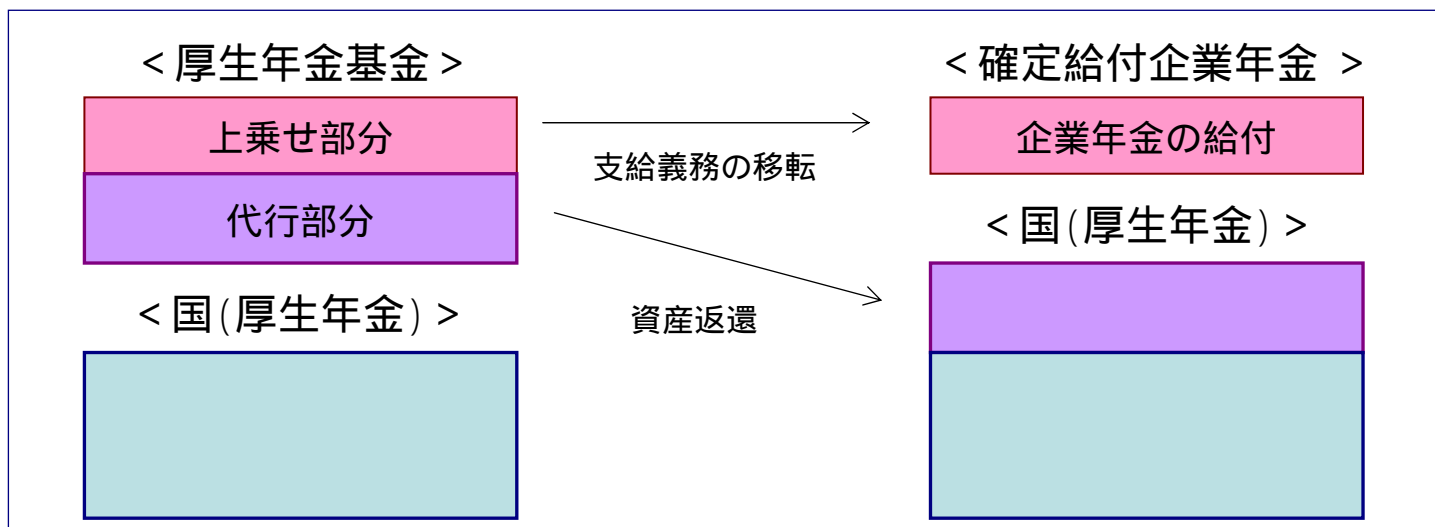
厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けた日以降の代行を行わないことができることとする。

平成18年9月1日時点の将来代行返上基金数：848

・ 過去返上 平成15年9月から施行

記録確認などが終了した厚生年金基金は、代行を行っていた期間について代行返上を行う。(いわゆる過去返上) 現金以外に一定の条件の下で物納(株、債券)による国への資産の返還を認める。

平成18年9月1日時点の過去返上基金数：773



(参考1) キャッシュバランスプラン

(概要)

キャッシュバランスプラン(確定給付型的一种)

確定給付型と確定拠出型双方の特長を併せ持つプラン(ハイブリッド型)で、アメリカで普及しているもの。

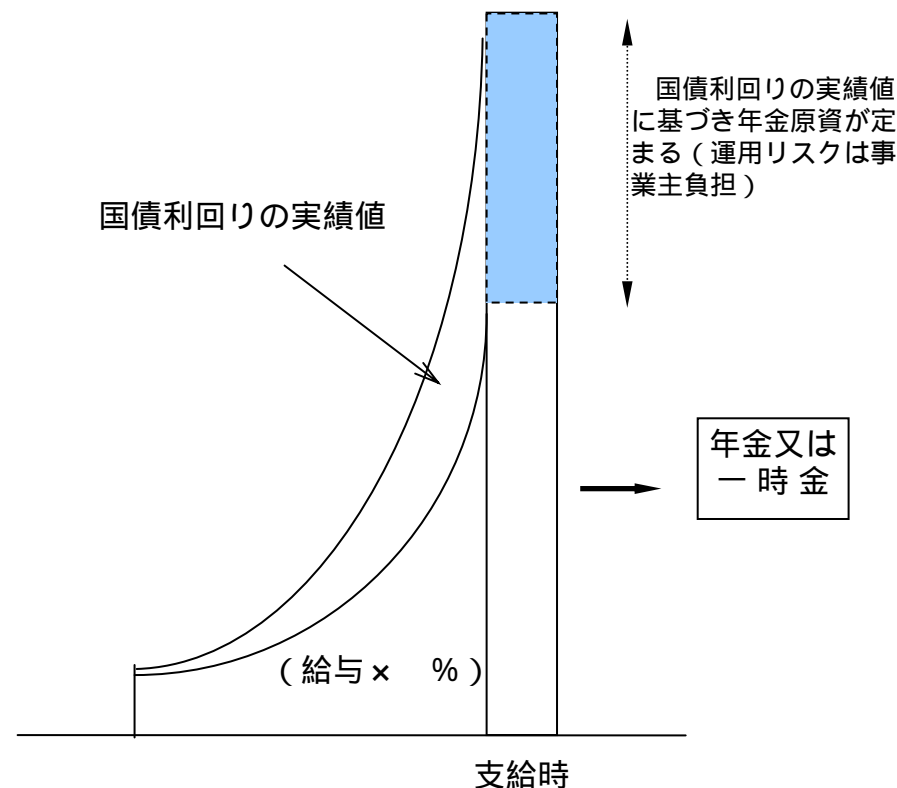
具体的な仕組み

- ・ 資産は一括運用され、運用リスクは事業主が負担。給付額は、例えば、各期の給与の何%といった額に客観的な指標に基づく利率で付利したものを支給開始時点まで累積した総額(年金原資)。
- ・ 客観的な指標には国債利回り等が用いられる。

特長(メリット)

- ・ 事業主にとっては、給付に責任をもちつつ経済環境の変化に対し柔軟な対応が可能となる。
- 加入者にとっても、財政の安定が図られるとともに、客観的な指標を通じた給付水準が確保され、過去期間分の原資も明確になる。

(イメージ)



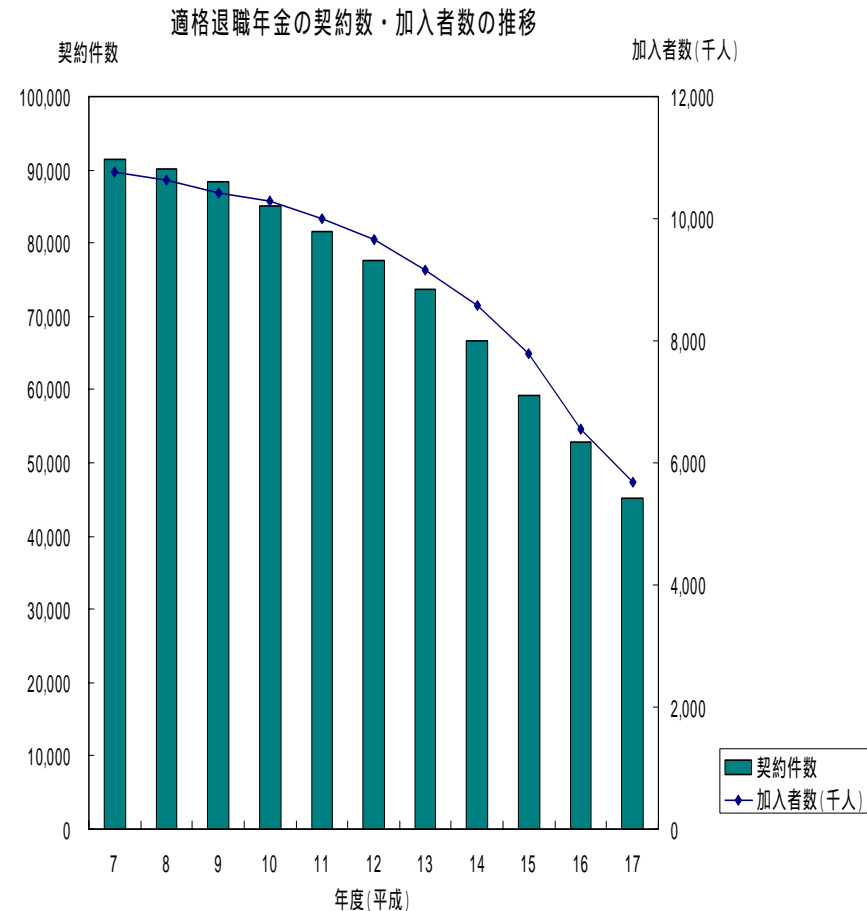
- 1 国債利回りの実績によって、 から の間で年金原資が定まる。
- 2 従来の給付設計は、
 - ・ 加入者であった間の平均給与に一定の乗率や加入者期間を乗じる方法、
 - ・ 最終給与に一定又は加入者期間に応じた率を乗じる方法などであり年金原資はあらかじめ定まるのが一般的。

(参考2) 適格退職年金

企業の事業主が信託会社、生命保険会社などと契約し、従業員に年金給付を行う制度として、昭和37年に創設。一定の要件を満たす契約について国税庁長官の承認を受ける。

平成18年3月末現在、契約件数45,090件、加入者数567万人。

確定給付企業年金法の施行(平成14年4月1日)により、新規の契約は認められず、既存の契約については平成24年3月末までに他の制度への移行等の対応をとることとなる。



【出典：信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託概況」】

厚生年金基金制度

1. 厚生年金基金制度の概要(1)

企業の事業主が公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乘せ給付を併せて支給する制度として昭和41年に創設。

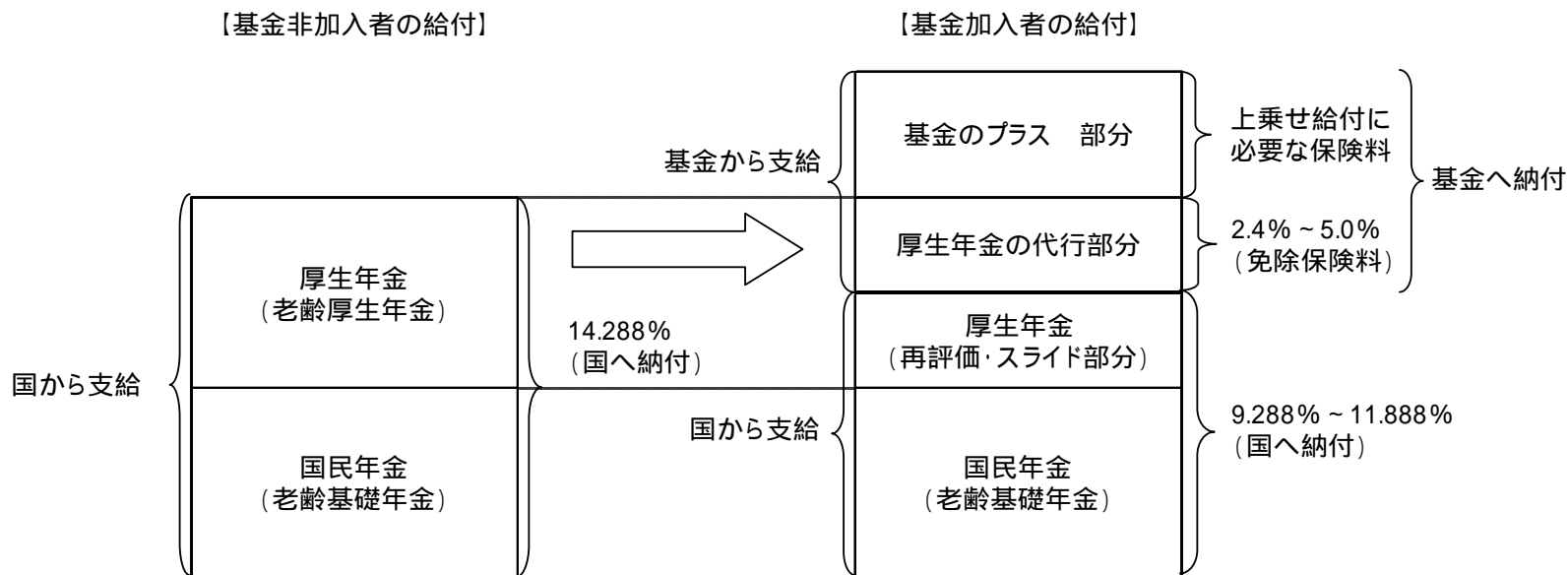
< 給付 >

厚生年金基金は、老齢厚生年金の賃金再評価、物価スライド、マクロ経済スライド部分を除いた部分を代行する(代行給付)。

併せて上乘せ給付(代行部分の5割以上()の給付)を支給。

()平成17年3月以前に設立した厚生年金基金については1割以上。

終身にわたって支給する部分は、プラス 部分の2分の1以上。



1.厚生年金基金制度の概要(2)

<掛金>

基金は、基金の行う事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。事業主は加入員・事業主負担分の掛金を納付する。

事業主は、代行部分に見合う保険料(免除保険料)の国への納付を免除される。

<財政>

基金の財政方式は、将来の年金給付に必要な資金を給付事由が発生するまでに積み立てるといふ事前積立方式である。

(参考1) 厚年保険料率と免除保険料率の主な推移

(単位: %)

改正時	改定年月	厚生年金保険料率 (男子)	免除保険料率 (男子)
昭和41年	昭和41年10月	5.5	2.4
昭和44年	44年11月	6.2	2.6
昭和48年	48年11月	7.6	2.8 (S49.11)
昭和51年	51年 8月	9.1	3.0
昭和55年	55年10月	10.6	3.2
昭和60年	60年10月	12.4	
平成 元年	平成 2年 1月	14.3	
	3年 1月	14.5	
平成 6年	6年11月	16.5	3.5
	8年10月	17.35	3.2 ~ 3.8 (H8.4)
平成11年	(11年10月) (凍結)		
平成12年	15年 4月 (総報酬制の導入)	13.58	2.4 ~ 3.0
平成16年 ()	16年10月 (凍結解除)	13.934	2.4 ~ 5.0 (H17.4)
	17年 9月	14.288	

() 厚生年金保険料は、平成16年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年度以降は18.30%となる。

(参考2) 厚生年金基金の努力目標水準について

厚生年金基金の努力目標水準は、代行部分の3.23倍に相当する水準としている。この水準は、厚生年金の給付と厚生年金基金の給付で、平均的な被用者の退職前の年間所得の6割程度を賄えるようにするものとして設定されている。

厚生年金保険法

第一百三十二条 基金が支給する老齢年金給付は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与及び加入員であつた期間に基づいてその額が算定されるものでなければならない。

2 基金が支給する老齢年金給付であつて、老齢厚生年金の受給権者に支給するものの額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち同時に当該基金の加入員であつた期間(以下この条、附則第十七条の四第八項及び第十七条の六第一項において「加入員たる被保険者であつた期間」という。)の平均標準報酬額(加入員たる被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額(第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額)と標準賞与額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額をいう。)の千分の五・四八一に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額を超えるものでなければならない。

3 基金は、その支給する老齢年金給付の水準が前項に規定する額に三・二三を乗じて得た額に相当する水準に達するよう努めるものとする。

4・5 (略)

(注)

昭和63年に厚生年金基金の努力目標水準が設定された際には、代行部分の2.7倍として設定された。平成12年改正により、厚生年金基金の代行部分の給付が5%カットされたため、厚生年金基金の給付分の努力目標水準が高くなり、2.84倍に設定された。

また、平成16年改正におけるマクロ経済スライドの導入により、厚生年金の給付水準が将来低下すると見込まれることから、3.23倍に引き上げられた。

なお、厚生年金基金の努力目標水準に達する積立金までは、特別法人税(平成19年度末まで課税を凍結)は非課税とされており、法人税法上、免除保険料の額を3.23倍した額まで非課税とされる。

2. 設立形態、基金数・加入員数・資産額の推移

(1) 設立形態(平成18年8月1日現在)

()内は平成17年6月末現在

	基金数	事業所数	加入員数(千人)
総数	675	129,000	5,300
単独型	66	(662)	(294)
連合型	90	(2,877)	(957)
総合型	519	(131,190)	(4,682)

【企業年金連合会調べ、事業所数、加入員数は推計】

【()内は「厚生年金基金事業概況(平成17年度第1四半期報告書)より」】

(2) 厚生年金基金数、加入員数及び資産額の推移

年度	基金数	加入員数(千人)	資産額(兆円)
5	1,804	11,919	35.4
6	1,842	12,051	38.4
7	1,878	12,130	41.8
8	1,883	12,096	45.0
9	1,874	12,254	50.1
10	1,858	12,002	53.3
11	1,835	11,692	62.2
12	1,801	11,396	58.0
13	1,737	10,871	57.0
14	1,656	10,386	51.2
15	1,357	8,351	48.6
16	838	6,152	36.8
(参考) 18.4.1	685	5,300	-

(注1) 資産額は連合会分を含み、平成8年度までは簿価、平成9年度以降は時価である。

(注2) 数値は各年度末のものである。

【出典:「厚生年金基金の財政状況」】

【(参考)は企業年金連合会調べ、加入員数は推計】

3. 解散数の推移、厚年基金加入員の平均的な給付

(1) 厚生年金基金の解散数の推移

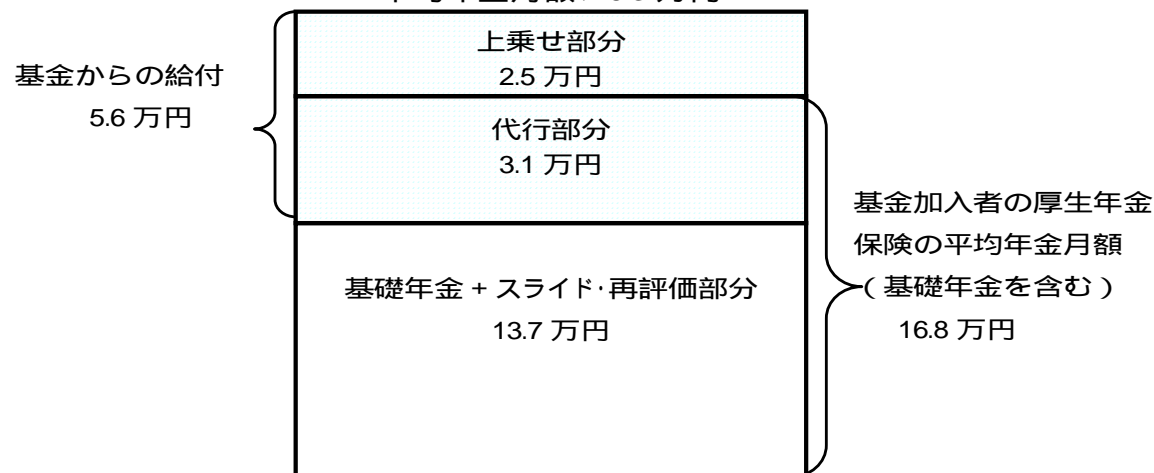
年度	~H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
総数	18	1	7	14	18	16	29	59	73	92	81	30	5	443
単独型・連合型	16	0	3	11	16	13	27	56	57	57	54	15	0	325
総合型	2	1	4	3	2	3	2	3	16	35	27	15	5	118

(注)平成18年度の数值は9月1日現在

(2) 厚生年金基金加入員の平均的な給付

<平成16年度末現在:月額>

平均年金月額:19.3万円



(注) 基金からの給付は、全額一時金選択者を除く年金受給者の平均額。

4. 資産構成割合

資産構成割合(年次推移)

(単位:%)

年 度	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
国内債券	22	21	21	23	20	21
転換社債	2	1	1	0	0	0
国内株式	36	34	32	26	28	29
外貨建債券	7	10	10	12	10	12
外貨建株式	18	18	20	16	15	18
一般勘定	11	11	12	14	11	8
その他	1	1	2	4	5	6
短期資金	3	2	3	4	10	6
合計	100	100	100	100	100	100

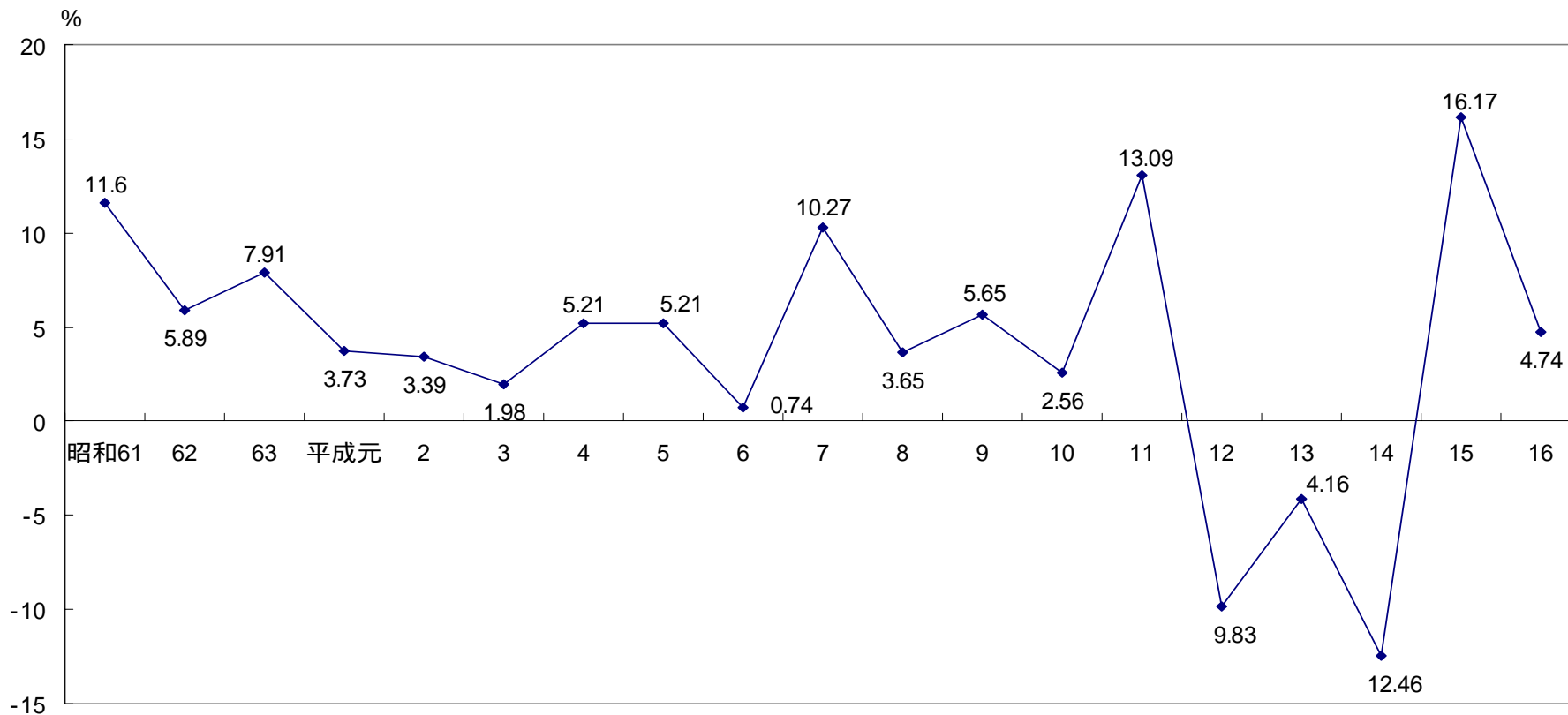
[出典:企業年金連合会「資産運用実態調査」]

(注1)それぞれの資産構成割合は、調査対象基金(全基金)合計の年度末資産総額に対する比率である。
(平成15年度以降は調査に回答があった基金(平成16年度は784基金)の合計。)

(注2)「その他」は、オルタナティブ投資・不動産・貸付金等である。

5.修正総合利回りの推移

修正総合利回りの推移



[出典:企業年金連合会「資産運用実態調査」]

(注1) 平成14年度までは全基金の加重平均、平成15年度以降は調査に回答があった基金(平成16年度は784基金)の加重平均。

(注2) 修正総合利回り(%) = (総合収益 ÷ 期中平均残高) × 100

6. 厚年基金と厚年本体の運用利回りの推移

厚生年金基金と厚生年金本体の運用利回りの推移

年度	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54
厚生年金基金							9.02	9.22	9.58	9.57	9.51	8.99	8.39	8.54
厚生年金本体	6.41	6.47	6.46	6.45	6.46	6.47	6.47	6.38	6.60	6.93	7.03	7.13	7.00	6.88

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5
厚生年金基金	8.72	8.88	8.95	9.07	9.20	9.25	9.75	9.35	8.53	7.48	6.85	5.71	4.15	4.36
厚生年金本体	7.06	7.25	7.22	7.20	7.17	7.16	7.11	6.77	6.29	5.94	5.90	5.97	5.82	5.52

年度	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16
厚生年金基金	3.21	3.51	2.64	5.74	2.49	13.09	9.93	4.34	12.74	16.59	4.69
厚生年金本体	5.34	5.24	4.99	4.66	4.15	3.62	3.22	1.99	0.21	4.91	2.73

年 度	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
最低責任準備金に付利する率	4.66	4.15	3.62	3.22	1.99	0.21	4.91	2.73

(注1) 厚生年金基金の利回りは、平成8年度までは簿価基準、平成9年度以降は時価基準である。

(注2) 厚生年金本体の利回りは、平成12年度までは預託分の実績、平成13年度以降は、預託分及び寄託分の実績である。

7.財政状況

財政状況

	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
剰余のあった基金	885 (47%)	640 (34%)	781 (42%)	559 (30%)	1,505 (82%)	159 (9%)	96 (6%)	87 (5%)	467 (34%)	426 (51%)
不足のあった基金	988 (53%)	1,238 (66%)	1,093 (58%)	1,299 (70%)	329 (18%)	1,642 (91%)	1,640 (94%)	1,569 (95%)	890 (66%)	411 (49%)
計	1,873	1,878	1,874	1,858	1,834	1,801	1,736	1,656	1,357	837

【出典：「厚生年金基金の財政状況」】

- (注1) 当年度剰余金又は当年度不足金を処理した後のもので集計している。また、移行調整金残高は不足金に含めて集計した。
(注2) 平成9年度から決算方法が変更されたため、平成8年度以前の決算については、可能な限り平成9年度以降の決算方法に合わせて再集計したものを計上している。
(注3) 平成8年度までは簿価基準、平成9年度からは時価基準である。
(注4) ()内の数値は、構成割合である。

(参考) 剰余(別途積立金)の合計額 : 1兆3,930億円
不足(繰越不足金と移行調整金残高)の合計額 : 1兆4,390億円
基金全体(剰余の合計額と不足の合計額の差)でみた不足の合計額 : 460億円

最近の企業年金の動向

1.平成16年改正等における企業年金の充実・安定化(1)

1.厚生年金基金の安定化【法】

経済情勢の低迷等によって、財政的に不健全な基金が増えつつあった。



解散時における最低責任準備金の納付方法の緩和

解散時に最低責任準備金を確保していなくても解散を認め、本来一括して納付すべき責任準備金に相当する額の分割納付に係る計画の厚生労働大臣による承認を受けた上で、不足分の分割納付を認めることとした。

解散時における厚生年金本体への納付額の特例

一定の要件を満たす厚生年金基金については、仮にその基金の加入員が当初から厚生年金本体のみに加入していたならば、厚生年金本体で形成されていた積立金を納付額とすることを認めることとした。

免除保険料率の凍結解除

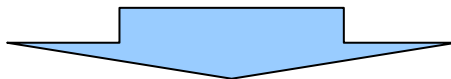
経済情勢等を踏まえ、厚生年金本体の保険料率の引上げが凍結されていたことに伴い、同様の措置が採られていた免除保険料率(厚生年金基金が行う厚生年金の代行部分の給付に必要なものとして、国に納めることが免除させる保険料のこと。免除された分は厚生年金基金に代行部分の原資として納められる。)について、直近の平均寿命、厚生年金本体の予定利率の見通しに基づいて見直し、設定した。

(見直し前)平均2.8% (見直し後)平均3.8%

1.平成16年改正等における企業年金の充実・安定化(2)

2. 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ【政令】

年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、公的年金を補完して、老後所得の確保を図るという企業年金の役割を充実させる必要が生じた。



(企業型)

他の企業年金がない場合 (月額) 3.6万円 4.6万円

他の企業年金がある場合 (月額) 1.8万円 2.3万円

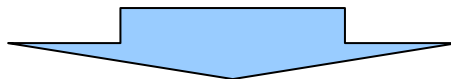
(個人型)

企業年金がない場合 (月額) 1.5万円 1.8万円

自営業者等 (月額) 6.8万円 6.8万円

3. 中途脱退要件の緩和【法】

確定拠出年金は、年金としての老後の所得保障を目的とすることから、中途脱退が制限されているが、年金資産が少額の場合には、手数料により資産が減少する状況にあった。



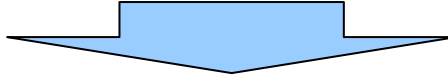
資産が極めて少額の場合は、中途脱退を可能とした。

(企業型からの中途脱退: 資産額1.5万円以下、個人型へ移換後の中途脱退: 資産額50万円以下)

1.平成16年改正等における企業年金の充実・安定化(3)

4. 企業年金のポータビリティの確保【法】

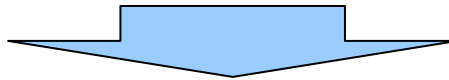
雇用の流動化に対応できるよう、更なるポータビリティの充実が求められていた。



厚生年金基金、確定給付企業年金から確定拠出年金等への加入者の年金原資の資産移換を可能とした。

5. 投資教育の強化【通知】

厳しい運用環境において想定利回りを下回るような運用結果であることも珍しくなく、また、企業における確定拠出年金導入時において基本的な事項を十分に習得していない加入者も見受けられた。



< 投資教育を実施する場合の必須事項 >

- ・加入時・加入後の投資教育の計画的実施
- ・継続教育における制度実態(加入者のニーズ等)の把握の必要性
- ・継続教育における基本的な事項の再教育の必要性
- ・投資教育の委託した場合の実態把握の必要性

< 投資教育を実施する場合の配慮事項 >

- ・投資教育後のアンケート調査等による達成状況の把握
- ・継続教育における加入者の知識、経験に応じたメニューの多様化
- ・継続教育における、個別の質問等への対応
- ・できる限り多くの加入者等に対する投資教育の利用機会の確保

2.企業年金二法の見直し規定について

(施行時期)

確定拠出年金法 平成13年10月

確定給付企業年金法 平成14年 4月

上記二法のそれぞれの附則では、施行後5年を経過した場合において、法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることとされている。

(参考1)

確定拠出年金法 : 平成18年10月

確定給付企業年金法: 平成19年 4月 に施行から5年経過

(参考2) 確定拠出年金法附則第4条、確定給付企業年金法附則第6条

「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」